



避難所開設・運営マニュアル

《 新型コロナウイルス感染症対策編 》

令和2年7月

瀬戸市

目次

1	マニュアルの目的	1 ページ
2	実施すべき業務	1 ページ
	(1) 市災害対策本部本部運営室に係る業務	1 ページ
	ア 平時の対応	
	イ 避難所開設検討時の対応	
	ウ 避難所開設中の対応	
	(2) 地域防災支援員に係る業務	3 ページ
	ア 避難所配備指示を受けた際の対応	
	イ 避難所開設時の対応	
3	参考資料	9 ページ
	・新型コロナウイルスに関する Q&A (厚生労働省 HP から抜粋)	
	資料 1 避難所レイアウト (例)	13 ページ
	資料 2 避難行動判定フロー	15 ページ
	資料 3 健康状態チェックリスト	16 ページ
	資料 4 滞在スペースと区画の振り分け	17 ページ

1 マニュアルの目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、コロナ感染症という。）の発生により、世界規模で多数の感染者が発生し、日常生活に支障をきたす事態が生じている。

避難所は、コロナ感染症の感染可能性が高いとされる環境であり、従来の避難所運営様式では避難所内での集団感染やクラスターの発生を引き起こすことが懸念される。

このため瀬戸市では、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、このマニュアルを作成し、可能な限り感染リスクを低減させた避難所運営を行う。

2 実施すべき業務

(1) 市災害対策本部本部運営室等に係る業務

ア 平時の対応

避難所開設等に備え、感染予防資機材の備蓄を行う。

○感染予防資機材の例

- ・マスク
- ・石けん
- ・消毒用アルコール
- ・パーティション
- ・テント
- ・非接触型体温計
- ・感染防護服（ガウン等）

イ 避難所開設検討時の対応

(ア) 健康状態チェック

参集前に体温測定を行い、参集予定の職員が以下の症状に該当する場合は、人員を交代する。

- ・発熱がある、又は微熱が続く場合
- ・咳やくしゃみ、のどの痛み、呼吸苦などの症状がある場合
- ・頭や体の痛み、だるさ、嘔吐や下痢などの症状がある場合
- ・2週間以内に体調不良などで病院を受診した場合
- ・2週間以内に感染症の流行地域に渡航歴がある場合

(イ) 感染予防資機材の確保

次の資機材の確保に努めるが、【マスク、アルコール、体温計、タオル、非常持出袋】については、避難者へ持参を呼びかける。

目的	資材
流水での手洗い	石けん、ペーパータオル
手指消毒	アルコール消毒液
体調管理	体温計
清掃、手拭き	次亜塩素酸ナトリウム液、除菌シート、ペーパータオル、キッチンペーパー
飛沫感染防止	マスク、色テープ（ゾーニング用）

(ウ) 避難所開設の指示

避難所での集団感染やクラスターの発生を防ぐため、開設時に自宅療養者、濃厚接触者、自宅待機を求められている方は、多様な避難（在宅避難・親戚、知人宅への避難・ホテルへの避難）の呼びかけをする。

（L-アラート、市HP、広報せと、安全安心情報メール）

(エ) 地域防災支援員の配備

地域防災支援員については、健康調査票等で健康状態のチェックをした上で避難所へ配備する。

ウ 避難所開設中の対応

(ア) 避難者に体調不良者が出た場合等の対応

感染の疑いがある避難者を覚知した場合、地域防災支援員は避難所管理班（まちづくり協働課）に速やかに報告をする。（このとき、避難所管理班は、避難者から帰国者・接触者相談センター（瀬戸保健所）への連絡がされているかを必ず確認する。）

報告を受けた避難所管理班（まちづくり協働課）は本部運営室（危機管理課）に報告するものとし、対応を協議し検討するものとする。

なお、瀬戸保健所等との連絡調整は避難者自身が行うことを前提とするが、市内外の感染状況等を踏まえ、医療支援班（健康課等）が瀬戸保健所等との連絡調整を担うことが望ましい場合は、避難所管理班（まちづくり協働課）と連携して対応する。

a 自宅療養者が避難してきた際の対応

対象者を隔離するよう指示した上で、必要に応じて瀬戸保健所に連絡し、入院等の調整を行う。

b 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方（PCR検査結果待ちの方等）が避難してきた場合の対応

対象者を隔離するよう指示した上で、必要に応じて瀬戸保健所に連絡し、指示に従う。

c 避難者に新型コロナウイルス感染症を疑う事例が発生した場合の対応

bの対応と同じ。

(イ) ボランティア等の受入れ、対応

避難所外からの感染症の持ち込みによる、避難所での感染症の発症を防ぐため、人の出入りは最小限にとどめる必要がある。

このため、ボランティアや報道機関等、避難者と直接関係がない者については、感染拡大防止の観点から原則お断りする。

また、ボランティア等を受入れる場合は、健康チェックを行うとともに必要最小限の体制に留める。避難所でのボランティア活動は、日替わりのボランティアではなく、一定期間続けて支援を頂ける方を優先する。

(2) 地域防災支援員に係る業務

ア 避難所配備指示を受けた際の対応

(ア) 健康状態チェック

参集前に体温測定を行い、以下の症状に該当する場合は人員を交代する。

- ・発熱がある、又は微熱が続く場合
- ・咳やくしゃみ、のどの痛み、呼吸苦などの症状がある場合
- ・頭や体の痛み、だるさ、嘔吐や下痢などの症状がある場合
- ・2週間以内に体調不良などで病院を受診した場合
- ・2週間以内に感染症の流行地域に渡航歴がある場合

(イ) 資機材の受け取り

従来の配備時に配布する資機材に加え、避難者用マスク、手指消毒用アルコール等を受け取ってから避難所へ向かう。

イ 避難所開設時の対応

(7) 避難所の活用方針の検討

a 避難所レイアウト

避難所を開設する段階で、避難者の状態毎に分けられるよう部屋割りを検討する。（資料1「避難所レイアウト例」を参考）

b ゾーニング

避難所内で新型コロナウイルス感染症の症状がある避難者が発生した場合には、感染症拡大防止のため施設内をゾーニングし、感染リスクを低減できるよう対応する。

区分	考え方
グリーンゾーン 【清潔区域】	新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者が利用しない場所
イエローゾーン 【準汚染区域】	グリーンゾーンとレッドゾーンの境目の場所
レッドゾーン 【汚染区域】	新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者のみが利用する場所

《注意事項》

- ① 色テープなどを床に貼る等、ゾーンの区別が目で見えてわかるように表示する。
- ② 建物の2階と3階で分けするなど、わかりやすいゾーニングを行う。
- ③ 症状がある避難者が滞在する個室や専用のトイレなどを確保する。
- ④ 専用のトイレが確保できない場合は、簡易トイレの使用を検討する。
- ⑤ トイレ等をやむを得ず共有する場合は、一時的に他の避難者の出入りを制限するなど対応を行い、使用後は必ず消毒を行う。
- ⑥ 症状がある避難者は、常時マスクを着用しレッドゾーンからは出ないこととする。
- ⑦ レッドゾーンに立ち入る市担当者等は最小限にとどめ、必ずマスク、手袋、ガウン等を着用し感染予防を徹底する。
- ⑧ レッドゾーンに立ち入った市担当者がマスク、手袋、ガウン等を脱衣する場所を、イエローゾーン内に明確に設け、脱衣後は手指消毒を必ず行う。
- ⑨ レッドゾーンには専用のスリッパを設置する。
- ⑩ レッドゾーンで出たゴミは、感染性廃棄物として処理する。

※ 濃厚接触者（感染の疑いがある者）が避難してきた場合に、感染性廃棄物専用のゴミ袋を用意し、使用済みのマスク等を廃棄する。

※ 「感染性廃棄物」とは、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れのある廃棄物。居住スペースとは異なる場所で保管し、処分する際には災害対策本部本部運営室へ要請を行うこと。

- ⑪ ゾーニングによる差別や偏見が生まれないよう、避難者に理解を求めるよう努める。

(イ) 施設を利用する上での感染予防対策

a 換気

- ・窓及び扉を開放し、常時換気を行う。
- ・扇風機を使用する等、避難所内の空気の循環をよくする。
- ・冷暖房使用時や、やむを得ず常時換気ができない場合は、最低でも30分に1回の換気実施をルールと定め、定期的に換気を行う。
- ・症状がある避難者専用の個室は、換気できる窓がある部屋を準備する。

b 手洗い

流水での手洗いは、手指に付着したウイルスを物理的に流すことができるため有効であり、石けんがあればコロナウイルスの膜を壊すことができるため、さらに有効となる。

消毒用アルコール等は保有量に限りがあるため、手洗いが可能な環境であれば手洗いを励行するよう心掛ける。

c 消毒

- ・1日3回以上は時間を決めて清掃や消毒を行う。
- ・トイレ、出入口、ドアノブや手すり等、多くの人に触れる場所は、頻繁に清掃、消毒を行う。
- ・消毒の場所に応じた消毒液を準備して使用する。
- ・各世帯の避難スペースは、各自で清掃、消毒を行う。
- ・通路や出入り口等の共有スペース、トイレや手洗い場の清掃、消毒は避難者を中心に関係者が協力して行う。

《消毒液について》

種類	次亜塩素酸ナトリウム	アルコール
使用濃度	0.05～0.5%※	70%
使用場所	便器、ドアノブ、遊具、衣類、嘔吐物や下痢便が付着した場所 等	手指、便器、ドアノブ、遊具
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・吐物、汚物を除いてから消毒する ・漂白作用がある ・金属部分に使用した場合は、錆が発生する可能性があるため、清拭から 10 分後に水拭きする 	<ul style="list-style-type: none"> ・手荒れに注意する ・粘膜には使用しない ・引火性がある
消毒液作成例	<p>《 5 %濃度の市販品で約 0.05%濃度の溶液を調製する場合》</p> <p>水 100ml に対し原液 1ml を加える</p>	消毒用エタノールとして販売されている溶液の場合、希釈不要

※ 血液等の汚染に対しては 0.5%、明らかな血液汚染がない場合には 0.05%を用いる。

(ウ) 避難者の受付

a 多様な避難の提案

避難所は、新型コロナウイルス感染症の飛沫感染や接触感染が起こりやすい環境になる場合がある。

災害時に自宅にいること自体が危険な場合（地震災害時では、自宅が倒壊する危険性が高い場合。風水害時では、自宅が土砂災害警戒区域内に建っている場合等。）は適切な避難が必要であり、新型コロナウイルス禍にあっては、在宅避難や親戚、知人宅への避難、ホテル避難等多様な避難を検討していただくように努める必要がある。

このため、資料 2「避難行動判定フロー」に従い、指定避難所への避難が避難者にとって最適な判断であるかどうかを確認する。

b 健康状態チェック

資料3「健康状態チェックリスト」を避難者の方に記入していただき、記入内容をもとに避難スペースを判断する。（資料4「滞在スペースと区画の振り分け」参照。）

また、避難者本人のセルフチェックで次のような症状に該当する場合は、帰国者・接触者相談センター（瀬戸保健所）に問い合わせてもらおう。

《緊急性が高い症状》※はご家族に判断してもらおうこと。

表情・外見	<ul style="list-style-type: none"> ・顔色が明らかに悪い ※ ・唇が紫色になっている ・いつもと違う、様子がおかしい ※
息苦しさ等	<ul style="list-style-type: none"> ・息が荒くなった（呼吸数が多くなった） ・急に息苦しくなった ・日常生活の中で少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない ・座らないと息ができない ・肩で息をしている ・ゼーゼーしている
意識障害等	<ul style="list-style-type: none"> ・ぼんやりしている（反応が弱い） ※ ・もうろうとしている（返事がない） ※ ・脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする
帰国者・ 接触者相談センター （瀬戸保健所）	電話 0561-21-1699 平日：午前9時から午後5時まで 夜間、土、日、祝日：24時間体制

(エ) 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる避難者への対応

次のような避難者が避難される場合、市災害対策本部で対応の調整を図るため、避難所管理班（まちづくり協働課）に速やかに報告するとともに、避難者を隔離するなどの対応をとる。

なお、避難者の隔離場所は、避難所開設時に設定したレイアウトをもとに判断する。

- a 自宅療養者が避難してきた場合
- b 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方（PCR検査結果待ちの方等）が避難してきた場合
- c 避難者に新型コロナウイルス感染症を疑う事例が発生した場合

(オ) 食事や物資の配付

配付場所に避難者が密集する可能性が高いため、密集を避ける工夫を念頭に置いて対応する。

- a テーブルは事前に消毒液等で拭いておく
- b グループごとに配付時間をずらす
- c 食品等は手渡しせず、机の上に置いてあるものを避難者自身が取るようにする

(カ) ボランティア等の受入れ、対応

ボランティアや報道機関等、避難者と直接関係がない者については、感染拡大防止の観点から原則お断りする。

3 参考資料

厚生労働省 HP に掲載されている新型コロナウイルスに関する Q&A を抜粋して掲載します。新型コロナウイルスについて新たな知見が得られることで Q&A が更新される場合があります。(現在掲載している Q&A は令和 2 年 6 月 17 日時点のものです。)

問1 「新型コロナウイルス」とは、どのようなウイルスですか。

「新型コロナウイルス (SARS-CoV2)」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスが含まれます。

ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報として RNA をもつ RNA ウイルスの一種 (一本鎖 RNA ウイルス) で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っています。自分自身で増えることはできませんが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができます。

ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけとされています。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつとされています。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効ですし、石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができます。

問2 新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか。

一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。(WHO は、一般に、5 分間の会話で 1 回の咳と同じくらいの飛まつ (約 3,000 個) が飛ぶと報告しています。)

「飛沫感染」とは： 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することを言います。

「接触感染」とは： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染することを言います。WHO は、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙では最大24時間生存するなどとしています。

問3 無症状病原体保有者（症状はないがPCR検査が陽性だった者）から感染しますか。

一般的に、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合は、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなると考えられています。

しかし、新型コロナウイルスでは、症状が明らかになる前から、感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘や研究結果も示されており、例えば、台湾における研究では、新型コロナウイルス感染症は、発症前も含めて、発症前後の時期に最も感染力が高いとの報告がされています。

したがって、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）、外出の際のマスク着用、咳エチケット、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がけるとともに、地域における状況（緊急事態宣言が出されているかどうかやお住まいの自治体の出している情報を参考にしてください）も踏まえて、予防に取り組んでください（予防法のQ&Aを参照ください）。

問4 新型コロナウイルスはペットから感染しますか。

外出自粛により家にいる時間が長くなることもありますが、これまでのところ、新型コロナウイルスがペットから人に感染した事例は見つかっていません。一般に、動物との過度な接触は控えるとともに、普段から動物に接触した後は、手洗いや手指消毒用アルコールで消毒などを行うようにしてください。

問5 新型コロナウイルスはハエや蚊を介して感染しますか。

気温の上昇にともなってハエや蚊の発生も増えてきますが、これまでのところ、新型コロナウイルスがハエや蚊を介して人に感染した事例は見つ

かっていません。なお、一般的な衛生対策として、身の回りにハエや蚊を増やさないよう周囲の清掃等を行うことが大切です。

問6 感染者の糞便から感染することがありますか。

これまで通り通常の手洗いや手指消毒用アルコールでの消毒などを行ってください。また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者や新型コロナウイルス感染症の患者、濃厚接触者が使用した使用後のトイレは、急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、次亜塩素酸ナトリウム（市販されている家庭用漂白剤等はこれにあたります、1,000ppm）、またはアルコール（70%）による清拭をすることを推奨します。

問7 感染者が見つかった場所（外国、国内）から送られてくる手紙や輸入食品などの荷物により感染しますか。

現在のところ、中国やウイルスが見つかったその他の場所から積み出された物品との接触から人が新型コロナウイルスに感染したという報告はありません。WHOも、一般的にコロナウイルスは、手紙や荷物のような物での表面では長時間生き残ることができないとしています。

問8 食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染することはありますか。

新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年5月1日現在、食品（生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む。）を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。

なお、食品や食事の配膳等を行う場合は、不特定多数の人と接する可能性があるため、接触感染に注意する必要があります。食器についても同様で、清潔な取扱を含め十分お気をつけ下さい。

コロナウイルスは熱（70度以上で一定時間）及びアルコール（60%以上（※）、市販の手指消毒用アルコールはこれにあたります）に弱いことがわかっています。製造、流通、調理、販売、配膳等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません。WHOからの一般的な注意として「生あるいは加熱不十分な動物の肉・肉製品の消費を避けること、それらの取り扱い・調理の際には注意すること」とされています。

(※) 60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えないです。

問9 新型コロナウイルス感染症で治療を受けた場合、治癒したと判断されるのはどういう場合ですか。また、新型コロナウイルス感染症に広く使える特效薬はまだないのに、どうして治癒するのでしょうか。

発熱や咳等の呼吸器症状が消失し、鼻腔や気管などからウイルスを検出できなくなった状況を「治癒した」と判断しています。

また、この新型コロナウイルス感染症に対する抗ウイルス薬として、レムデシビルが承認されましたが、重症者を対象とした薬であり、副作用のリスクもあるため、広く使える特效薬とはいえません。現時点においては、ウイルスが上気道や肺で増えることで生じる発熱や咳などの症状を緩和する目的の対症療法が中心となっており、解熱剤や鎮咳薬の投与、点滴等が実施されています。対症療法により、全身状態をサポートすることで、この間ウイルスに対する抗体が作られるようになり、ウイルスが排除されて治癒に至ると考えられます。

(1) 避難所における感染予防対策

体育館のような広い空間は、健康な人が生活するスペースとして活用する。感染対策やプライバシー保護の観点から、パーティションやテントを用いることが望ましい。

テープ等による区画表示

- ・1家族が1区画使用する
- ・区間毎の距離は1~2m あける

パーティション(商品名:WT-120、WT-180)

- ・飛沫感染を防ぐため、高さのあるパーティションとすることが望ましい
- ・パーティション内に段ボールベッドを設置するなどし、要配慮者に対応する

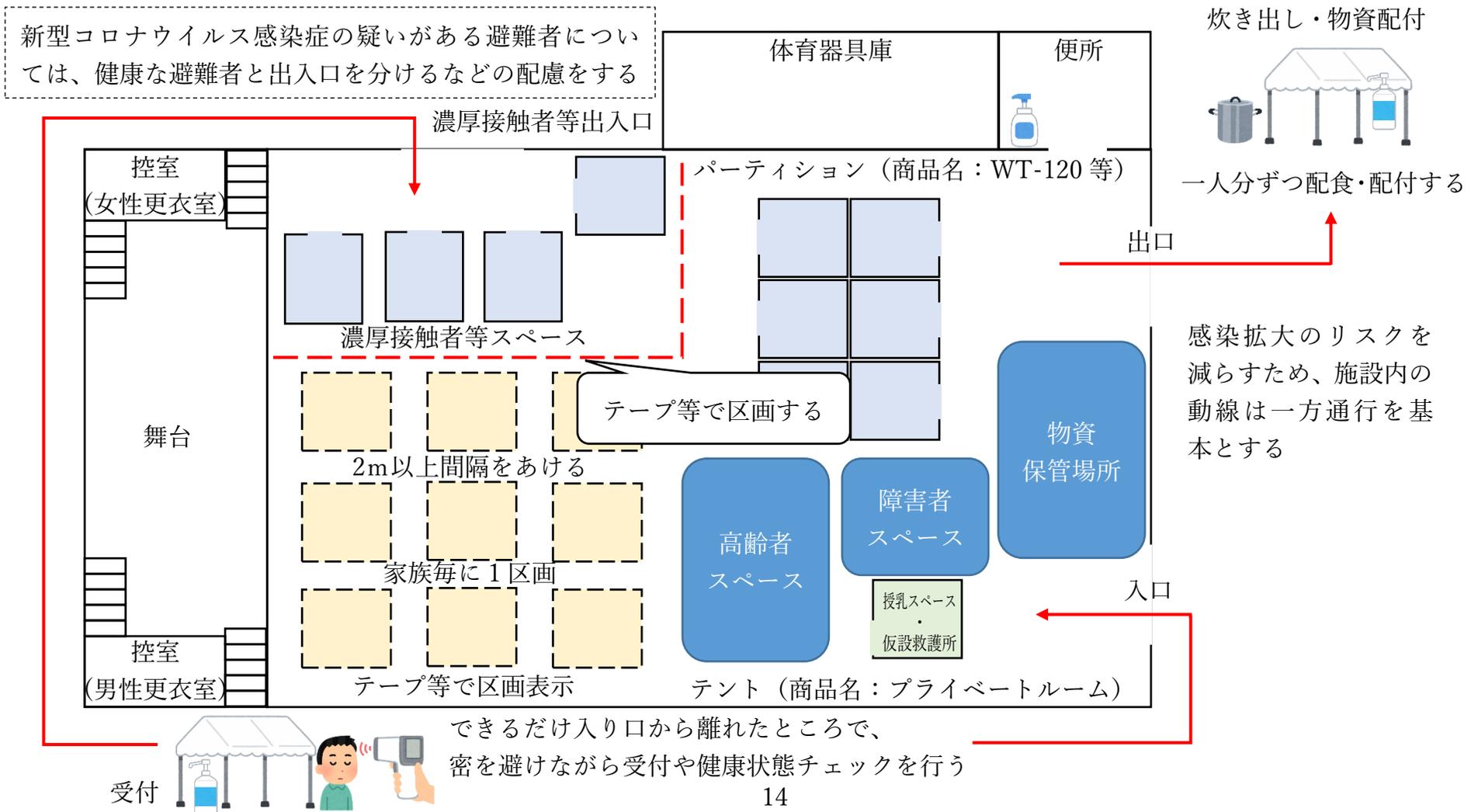
テント(商品名:プライベートルーム)

- ・熱中症対策として、入り口をできるだけ開放するなどの配慮が必要
- ・授乳スペースや仮設救護所として使用

これらの対策を全て実施することが望ましいが、災害時における種々の制約が想定されるため、可能な範囲で実施すること。

(2) 体育館の避難所レイアウト例

新型コロナウイルス感染症の疑いがある等、配慮を要する避難者については、別室にスペースを設けるなどして対応することを原則とするが、訓練においては災害時における種々の制約を想定し、体育館の中でパーティションなどの資機材を活用したレイアウトとした



避難行動判定フロー

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクと取るべき行動を確認しましょう。新型コロナウイルス禍にあっては、指定避難所自体が感染リスクの高い場所になる場合があることから、多様な避難を検討することが大切です。

土砂災害・洪水・ため池の各種ハザードマップ※を確認して、自分の家がどこにあるかを確認してください

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

自宅の場所に色が塗られていますか

はい

災害の危険があるので、原則として、自宅の外に避難が必要です

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住いの方は、市からの避難情報を参考に、必要に応じて避難してください

多様な避難を検討し、可能な限り感染リスクを低減しましょう

在宅避難

- <自宅に危険性がない場合（土砂災害・水害）>
- <倒壊する危険性がない場合（地震）>
- <2階等へ避難できる場合（水害）>
- <崖地から離れた部屋へ避難できる場合（土砂災害）>

親戚や知人宅への避難

ホテルへの避難

指定避難所への避難

滞在スペースと区画の振り分け

- ① 避難所受付にて、避難者に「健康状態チェックリスト」を記入してもらい、避難者の検温を行う。
- ② 受付担当者は、「健康状態チェックリスト」に記入された情報をもとに、避難者の滞在スペースを決定する。

滞在スペース		状態	目安となる基準
集合スペース	避難者スペース	一般の避難者	チェックリストでチェックがない者
		要配慮者のうち、集合スペースでの避難に差し支えない者	要配慮者に関する項目 14～18 にチェックがある者及び同内容を申し出た者
	障がい者 高齢者 スペース	要配慮者のうち、集合スペースでの避難に差し支えない者	要配慮者に関する項目 14～18 にチェックがある者及び同内容を申し出た者
専用スペース	濃厚接触者ゾーン	健康観察中の濃厚接触者	健康に関する項目 1 にチェックがある者
	発熱者ゾーン	発熱、咳などの症状がある者	健康に関する項目 2～10 にチェックがある者、発熱がある者
	要配慮者ゾーン	要配慮者のうち、集合スペースでの避難が困難で、特に支援が必要な者	要配慮者に関する項目 14～18 にチェックがある者(高齢者)、およびその家族
	妊産婦ゾーン	乳幼児と一緒に避難した者または妊娠中の者	要配慮者に関する項目 16 にチェックがある者のうち、希望する者

- ③ 避難者は受付担当者に指示された滞在スペースへ移動する。